

議案第37号

中札内村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村公営企業の設置等に関する条例（令和3年条例第22号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中札内村公営企業の設置等に関する条例（令和3年条例第22号）の一部を次のように改正する。
第8条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。